

登別市安心生活創造事業の3原則の事業概要

【原則1】基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する

1. 基盤支援を必要とする人々の把握

対象者 ゾーン内に居住する高齢者（65歳以上）及び障がい者（公的サービス利用者を含む）
事業が市内全域で軌道に乗った時点で対象者の拡大を検討する。

基盤支援を必要とする人の把握

ゾーン内の対象者にアンケート調査を実施し、支援を必要とする方を募る。

ゾーン内の民生委員に対象者の名簿（単身・夫婦・同居別）を提供し、地域との接点の薄い方や拒否者の情報提供を依頼。また、地域包括支援センターからは、支援が必要と思われる方（拒否者を含む）の情報提供を依頼。それぞれの情報を基に戸別訪問調査を実施して事業の対象者かを判断。基盤支援を必要と判断した方には、事業の利用を勧めるとともに、拒否者については継続して事業の利用について理解を求めつつ、見守り体制を検討する。

2. ニーズの把握

アンケート調査及び戸別訪問による把握

住民座談会における把握

地域福祉実践計画策定時のアンケート調査を参考に把握

地域包括支援センターの総合相談記録を参考に把握

平成21年度は基盤支援のみの実施

登別市安心生活創造事業の3原則の事業概要

【原則2】基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる

ゾーンの設定

登別市には5つの中学校があり、将来的には市内全てを網羅したいと考えている。そのため、初年度については、1つの中学校区を1ゾーンとし、2ゾーンで実施する。各ゾーンの基盤支援等が軌道に乗った時点でゾーンの拡大を検討する。

基盤支援体制

社会福祉協議会職員2人をそれぞれのゾーンの主任とし、生活・介護支援サポーター養成講座の受講者等を訪問員として活用。

また、各ゾーンの困難事例の相談、今後の事業展開の考慮、事業の進行管理などをするため、主任の上スーパーバイザー（社会福祉協議会職員）を配置する。

地域などこれまでの見守り等実施団体との協働

本事業の体制だけでは、事業の目的を果たすことが難しいため、地域包括支援センターと連携を図るとともに民生員や町内会などに事業の理解と協力を求める。地域（各団体等）と役割分担をして、地域ができないことなどをサポートする。

また、地域と協働していくためには、情報の共有が不可欠であるため、事業利用者から情報共有に関する同意書の提出や同意書提出への理解を求める。

登別市安心生活創造事業の3原則の事業概要

【原則3】それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

確定したもの

社会福祉協議会が活用しているイオン株式会社の「黄色いレシート」を、本事業で活用することを決定。

検討中のもの

ふるさと納税の活用（ふるさと会へ事業の周知を行う）

事業周知用チラシへの広告掲載

企業等への寄付の要請及び企業内に募金箱設置

現時点では、本事業の理念は説明できるが、実際の基盤支援が目に見えていないため、事業が形として見える時点で（宅配の利用が伸び、収益が上がったなど）、企業のメリット等を説明しながら訪問して要請を行う。

共同募金の活用

共同募金の仕組みを活用する上で、厚生労働省から情報提供していただいている内容などについて、北海道共同募金会、登別市共同募金会と連携・協議し、その方法について検討する。